

## 近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を促進し、人口の維持及び地域経済の活性化を図るため、新たに市民となる者が自己の居住する住宅等の増改築等のリフォーム工事（以下「工事」という。）を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付することに関し近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で、次条に規定する補助対象住宅の改修を予定しているものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 市外で継続して1年以上居住の実績がある者のうち、平成30年8月1日以降に市外から本市へ住民登録を移す予定にある者（住民登録を移した者を含む。）

イ 本市に住民登録のある者のうち、アに該当する者と同一世帯となることを予定している者

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年以上補助対象住宅に居住する者

イ 補助を受けようとする工事について、国、県又は市の他の制度による補助又は扶助（当該補助又は扶助の対象外となる工事である場合を除く。）を受けていない者。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅介護住宅改修費の支給を受ける者がその支給限度額を超える工事を行う場合を除く。

ウ 平成21年度から平成29年度までの近江八幡市地域経済活性化住宅リフォーム促進事業補助金（旧安土町が行った同様の補助金を含む。）並びに平成28年度及び平成29年度の近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金の交付を受けていない者

エ ウに掲げる者と同一の世帯に属する者（以下「世帯員」という。）となる予定でない者

オ 平成30年度の近江八幡市地域経済活性化リフォーム促進事業補助金の交付の申請をしていない者

カ 市税、国民健康保険料等について、補助金の交付申請日において滞納のない者

キ 補助金の交付を受けようとする者及びその世帯員が、次のいずれにも該当しないこと。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(8) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(9) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

(11) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、市内に存する住宅で、次の各号のいずれにも適合する住宅とする。

(1) 補助対象者若しくはその者と同居する者が所有する住宅、住宅所有者が死亡した場合の相続物件又は所有者が工事について承諾する場合の借家住宅（公営住宅を除く。以下「住宅」という。）で、補助対象者の居住の用に供するもの

(2) 平成30年度の近江八幡市地域経済活性化リフォーム促進事業補助金の申請が行われていないもの

2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等（所有者が承諾する場合を含む。）については補助対象者の専有部分を、店舗、事務所等との併用住宅については居住部分を、それぞれ補助対象とする。

(補助対象工事等)

第4条 補助対象工事は、工事に要する経費が100万円以上であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 老朽化、災害等による住宅の修繕及び改修
- (2) 住宅の模様替え
- (3) 住宅の耐震補強
- (4) 住宅内の便所、台所、浴室等の工事及びそれに付随する住宅内の配管工事
- (5) バリアフリー等の改修工事
- (6) 前各号に規定する工事で、建築確認を要しない10平方メートル以下の改修等に伴う増築

2 前項の規定にかかわらず、補助対象工事を請負う請負業者が、当該工事を一括して第三者に請負させた場合は、補助金の交付対象工事としない。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総工事費から次に掲げる費用を減じて得た額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- (1) 土地購入費用
- (2) 広告看板等の設置費用
- (3) 工事中機械、工具等の購入に関する費用
- (4) 国、県又は市の他の制度による補助又は扶助の対象となる工事の費用
- (5) その他補助対象工事に関係がない費用

(補助対象工事期間)

第5条 補助対象工事の期間は、第10条の規定による補助金の交付の決定の日着手し、平成31年3月29日までに完了するものとする。ただし、自然災害等やむを得ない事情が生じたものと市長が認めた場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で定めるものとし、基礎補助として、補助対象経費が100万円以上の補助対象工事に対し30万円とする。

2 市長は、補助金の交付の申請の日において次の各号に掲げる特例加算に該当する場合は、前項の規定による基礎補助の額に、該当する特例加算ごとに10万円を限

度として予算の範囲内で加算するものとする。

(1) 空き家活用加算 市内に所在する住宅で、概ね半年以上居住の実態のない住居又は近江八幡市空き家情報バンク登録物件を居住のために改修する場合

(2) 長寿命化加算 昭和56年以前に建築、登記又は課税が行われた住宅を居住のために改修する場合

(3) 地域経済活性化加算 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主が請負業者となり工事を行う場合

3 補助金の額は、前2項の規定により算出し、60万円を上限とする。ただし、補助対象経費が120万円未満の場合は、当該対象経費の100分の50を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 介護保険法による居宅介護住宅改修費の支給を受ける者が、当該居宅介護住宅改修費の支給限度額を超える工事を行う場合は、この条において算出した補助金の額から当該居宅介護住宅改修費の支給額を減じて得た額を補助金とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助回数)

第7条 前条に規定する補助金の交付は、同一年度内において、同一住宅、同一敷地内及び同一補助対象者を含む同世帯について、1回を限度とし、共有名義の住宅については、その代表者について1回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める申請期間内に近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 工事費見積書（請負業者の所在地が記載されているもの）

(2) 工事着手前の住宅の工事予定箇所の写真（撮影日付の入ったもの）

(3) 建物登記簿謄本又は固定資産税名寄台帳若しくは課税証明書の写し

(4) 市税の完納証明書（全税目、申請者の属する世帯及び同一世帯となる予定の納

税義務者の全員が滞納していないことが分かるもの) 又は非課税証明書

- (5) 住民票 (世帯全員分の生年月日、世帯主、続柄及び住所を定めた日の記載のあるもの)
- (6) 住民票により市外で継続して1年以上の居住実態が確認できない場合は、移住を行う世帯全員分の戸籍附票
- (7) 定住及び個人情報の提供に関する宣誓書兼同意書 (別記様式第2号)
- (8) 誓約書 (別記様式第3号)
- (9) 請負業者申立書 (別記様式第4号)
- (10) リフォーム工事承諾書 (別記様式第5号) (借家の場合に限る。)
- (11) 住宅の売買契約書又は現在契約中の賃貸契約書の写し (売買又は賃貸による移住の場合に限る。)
- (12) 被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本 (被相続人と相続人の関係が確認できるもの) (相続物件の場合に限る。)
- (13) その他市長が必要と認める書類  
(受付の取りやめ)

第9条 市長は、予算の範囲を超え、又は超えるおそれのある場合は、申請期間内であっても補助金の交付の申請の受付を取りやめることができる。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、補助金の交付を決定したときは、遅滞なく近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付決定通知書 (別記様式第6号) により補助金の交付の申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要と認める条件を付することができる。

(協議)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者 (以下「補助決定者」という。) は、次の事由が生じた場合は、速やかに市長に対し協議を行うものとする。

- (1) 補助対象事業費の増減
- (2) 請負業者の変更

(3) その他の協議が必要な事項

(申請事項の変更及び承認)

第12条 前条の協議の結果、補助金の交付の決定の内容に変更が生じる場合は、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金変更承認申請書(別記様式第7号。以下「補助金変更承認申請書」という。)により、第8条各号に掲げる書類のうち当該変更に関する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、補助決定者から前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第8号)により当該補助決定者に通知するものとする。

(状況報告及び実地検査)

第13条 市長は、補助対象工事の遂行状況に関し必要があると認めるときは、補助決定者に報告を求め、又は担当職員に実地検査を行わせることができる。

(実績報告)

第14条 補助決定者は、工事が完了したときは、速やかに近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金実績報告書(別記様式第9号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、平成31年3月29日までに市長に提出しなければならない。

(1) 工事代金領収書の写し

(2) 工事実施後の住宅の工事施工箇所の写真(撮影日付の入ったもの)

(3) リフォーム工事完了証明書(別記様式第10号)

(4) リフォーム工事完了確認書(別記様式第11号)(借家又は共同住宅等の場合に限る。)

(5) 補助金の振込口座の通帳等の写し

(6) 住民票(住民登録を移した世帯全員分の生年月日、世帯主、続柄、住所を定めた日の記載のあるもの)(本市へ移住を予定している世帯として補助金交付申請を行った補助決定者である場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付確定通知書（別記様式第12号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第16条 補助決定者は、前条の規定により補助金の交付の確定を受けたときは、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付請求書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象工事を承認なく変更し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助決定者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該補助決定者に補助金が既に交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月29日限り、その効力を失う。

年 月 日

近江八幡市長 宛

（申請者）住所

氏名

印

（TEL）

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付申請書

平成30年度における近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業を下記のとおり実施しますので、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業計画

- (1) 特例加算  空き家活用加算  長寿命化加算  地域経済活性加算  
(2) 工事対象住宅  持ち家  借家  
(3) 補助対象となる住宅の表示

近江八幡市 町 番地

(4) 工事の内容

(5) 工事の予定期間

（着手） 年 月 日 ～ （完了） 年 月 日

(6) 工事の金額 金 円

(7) 居宅介護住宅改修費支給額 金 円

（介護保険法による居宅介護住宅改修費を受ける場合）

2 補助金交付申請額 金 円（千円未満は切捨て）



定住及び個人情報の提供に関する宣誓書兼同意書

年 月 日

近江八幡市長 宛

（申請者）住所

氏名

印

私は、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金に係る交付申請を行うに当たり、以下のことについて宣誓し、また同意します。

- 1 近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、補助対象住宅に補助年度終了後5年以上の定住の意思をもって居住します。
- 2 補助金交付申請に係る工事において、国、県及び市が実施する他の補助制度の活用を一切行いません。
- 3 市税、国民健康保険料等について、滞納をしておりません。
- 4 本宣誓書件同意書を含め補助金交付申請に当たり、補助金交付要綱第2条各号の規定を満たさず、かつ、第17条各号に掲げる規定に該当した場合は、第18条及び近江八幡市補助金交付規則に従い、既に交付された補助金を返還します。
- 5 近江八幡市長又は住民登録のある住所地の市町村長が保有する以下に掲げる私及び私の世帯員に関する個人情報を、納付状況の確認又は補助年度終了後に行う転居若しくは転出に係る調査のため、補助金担当者に対し提供します。
  - ① 氏名、住所等、属性に関する情報
  - ② 市税の納付状況に関する情報
  - ③ 国民健康保険料の納付状況に関する情報
  - ④ 介護保険料の納付状況に関する情報
  - ⑤ 上下水道開栓及び閉栓状況並びに料金の納付状況に関する情報
  - ⑥ その他近江八幡市又は住民登録のある住所地の市町村に納入すべき料金等の納付状況に関する情報
  - ⑦ 介護保険制度住宅改修費の支給状況に関する情報

誓約書

私は、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金の申込みに当たり、下記の事項について誓約します。

なお、近江八幡市が必要な場合には、下記の事項について近江八幡警察署に照会することについて承諾します。

記

申請者及び世帯員が、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

年 月 日

近江八幡市長 宛

住 所

（ふりがな）

氏 名

印

（申請者の生年月日・性別）

生年月日

年 月 日

性別（男・女）

年 月 日

近江八幡市長 宛

（リフォーム工事の元請負業者）

所 在 地

名称又は氏名

印

請負業者申立書

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業において、当事業所が下記の工事の請負業者であることを申し立てます。

記

施主	住 所 氏 名
住宅の表示	近江八幡市 町 番地
請負金額	金 円
本社所在地	<input type="checkbox"/> 申立書に記載の所在地と同一です
	<input type="checkbox"/> 所在地が異なる場合→（ ）
現地調査	<input type="checkbox"/> 近江八幡市が現地調査を実施する場合は、調査に協力することについて同意します。

（注）リフォーム工事の元請負業者が全て記入し、補助金交付申請書に添付願います。

リフォーム工事承諾書

年 月 日

近江八幡市長 宛

（申請者）住所

氏名

印

（TEL）

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金の申請に当たり、次のとおり住宅等の所有者にリフォーム工事及び補助申請することに承諾を得ましたので提出します。

記

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金の申請に当たり、当該住宅等の所有者である私は、リフォーム工事及び補助申請することを承諾する。

年 月 日

（住宅等の表示）

近江八幡市

町

番地

（住宅等の使用者） 住所

市

町

番地

氏名

（住宅等の所有者） 住所

町

番地

氏名

印

第 号

年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

近江八幡市長

印

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 特例加算  特例加算なし  
 空き家活用加算  長寿命化加算  地域経済活性化加算
- 2 補助対象となる住宅等の表示  
近江八幡市 町 番地
- 3 補助金交付決定額 金 円

- （注）（1） 補助金の交付額は、補助事業の終了後、実績報告書の提出を受けてから確定します。補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書を提出してください。
- （2） 補助事業の内容を変更するとき、中止するとき又は廃止するとき、あらかじめ連絡をしてください。
- （3） 補助事業の実施状況をお尋ねする場合があります。
- （4） 補助金を補助金交付申請書記載の事業経費以外に使用したときは、補助金の交付の決定の取消し又は返還を求めることがあります。

別記様式第7号（第12条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

（申請者）住所

氏名

印

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付要綱第12条の規定により変更承認申請します。

記

- 1 特例加算  特例加算なし  
 空き家活用加算  長寿命化加算  地域経済活性化加算
- 2 補助対象住宅  持ち家  借家
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容

第 号

年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

近江八幡市長

印

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金については、下記のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 特例加算  特例加算なし  
 空き家活用加算  長寿命化加算  地域経済活性化加算

- 2 補助対象となる住宅等の表示

近江八幡市 町 番地

- 3 補助金変更決定額 金 円

- （注）(1) 補助金の交付額は、補助事業の終了後、実績報告書の提出を受けてから確定します。補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書を提出してください。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき、中止するとき又は廃止するとき、あらかじめ連絡をしてください。
- (3) 補助事業の実施状況をお尋ねする場合があります。
- (4) 補助金を補助金交付申請書記載の事業経費以外に使用したときは、補助金の交付の決定の取消し又は返還を求めることがあります。

年 月 日

近江八幡市長 宛

（申請者）住所

氏名

印

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金実績報告書

平成30年度における上記補助事業を完了しましたので、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付要綱第14条第1項の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 特例加算  特例加算なし  
 空き家活用加算  長寿命化加算  地域経済活性加算

- 2 補助対象となる住宅等の表示

近江八幡市 町 番地

- 3 補助金交付決定年月日 年 月 日 第 号

- 4 補助金交付決定額 金 円



年 月 日

近江八幡市長 宛

（リフォーム工事の元請負業者）

所在地

名称又は氏名

印

リフォーム工事完了証明書

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業において、下記のとおり工事が完了したことを証明します。

記

（住宅等の表示）	近江八幡市	町	番地
（施主）	住所	町	番地
	氏名		
（施工内容）			
（施工期間）	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
（請負金額）	金		円

（注）リフォーム工事の元請負業者が記入し、補助金実績報告書に添付願います。

別記様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

（借家等における住宅等の所有者）

住所 町 番地  
氏名 印

リフォーム工事完了確認書

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業において、下記の借家人が実施したリフォーム工事については、補助金の申請時に承諾した工事内容のとおりであり、所有者として工事完了を確認しました。

年 月 日

記

住宅等の表示 近江八幡市 町 番地

住宅等の使用者（使用予定者）

住所 町 番地  
氏名

（注）補助金の申請において、住宅等の所有者でない借家人が申請した場合の補助金実績報告書に添付願います。

第 号  
年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

近江八幡市長

印

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 特例加算  特例加算なし  
 空き家活用加算  長寿命化加算  地域経済活性化加算

- 2 補助対象となる住宅等の表示

近江八幡市

町

番地

- 3 補助金交付確定額 金 円

- 4 特 記 事 項

（注）この確定通知書の受領後、速やかに補助金交付請求の手続をしてください。

別記様式第13号（第16条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

（申請者）住所

氏名

印

近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金を  
交付されるよう、近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付要綱第16  
条第1項の規定により請求します。

- 1 特例加算  特例加算なし  
 空き家活用加算  長寿命化加算  地域経済活性化加算

2 補助金交付請求額 金 円

（補助金の振込先）

※申請者と同一の口座名義に限ります。

フリガナ				
口座名義人				
口座情報	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通・当座	口座番号	

※ 振込先がゆうちょ銀行の場合、通帳記載の8桁の口座番号をそのままご記入いた  
だいても補助金振込みができません。お手数ですが、ゆうちょ銀行の窓口にお尋ね  
いただくか、又はインターネットで銀行振込用の3桁+7桁（支店コード+口座番  
号）の番号に変換した上で、請求書に記入してください。